

学校園の臨時的任用職員の任用期間に関する取扱いについて（提案）

1 提案理由

地方公務員法の改正趣旨を踏まえ、令和2年4月以降に改正地方公務員法第22条の3第1項の規定に基づき臨時的任用を行うにあたっては、新たな任期との間の空白期間の有無を考慮することなく、業務上必要な期間で任用を行うこととする。

これに伴い、令和2年4月以降、臨時的任用職員に関する給与・勤務条件について以下のとおり取り扱うこととする。

2 変更内容

(1) 初任給決定

任用を行うにあたっては、更新する場合を除き、その都度、初任給決定を行う。

(2) 退職手当

引き続き在職期間について、退職手当の基礎となる勤続期間として通算する。

(3) 福利・厚生

別途提案

3 実施時期

令和2年4月1日

4 その他

健康保険・年金

改正地方公務員法において、臨時的任用職員が「常時勤務を要する職」に就く職員として位置付けられることから、令和2年4月以降、任用の日から公立学校共済組合に加入するものとする。